

## 第 2 2 6 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした各決定は、妥当である。

### 第 2 審査会における判断および答申について

第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）は、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、住民票の写し等交付申請書の請求に対する一部公開決定に係るものであり、いずれの異議申立てにおいても、本件各処分の対象となる住民票の写し等交付申請書に記載されている住民票の写し等交付対象者の住所の公開を求めるものである。したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

### 第 3 本件各異議申立てに至る経過は、次のとおりである。

異議申立てに至る経過		
異議申立て①	公開請求日	平成27年10月15日
	請求内容	N I S A口座開設に伴う住民票請求で第三者にあたる金融機関が代理人となりその民民契約により復代理人となった代行業者が過去大量に取付済かと。代理人「〇〇証券」復代理人株式会社〇〇〇〇〇が委任状にもとづき平成27年 9月14日から同月18日までに郵便請求を行った交付番号の一番若いものの提出書類一式の開示を求めます。
	決定通知日	平成27年11月27日
	特定した行政文書の名称	住民票交付のお願い（請求に係るもの） （以下「本件行政文書①」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 本件行政文書①には、特定の個人を識別することができる個人情報が含まれており、当該情報は通常他人に知られたくないと認められるため。 ・ 条例第 7条第 1項第 2号に該当 本件行政文書①には、法人の印影が含まれており、これは当該法人の内部管理に関

		<p>する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるため。</p> <p>また、法人間の具体的な契約の条件等が含まれており、公にすることにより、明らかに当該法人に不利益を与えると認められるため。</p>
	異議申立て日	平成27年12月 2日
異議申立て②	公開請求日	平成27年10月15日
	請求内容	<p>N I S A口座開設希望者の代理人〇〇証券、復代理人となって取得代行した株式会社〇〇〇〇〇〇が平成27年 9月14日から同月18日までまでの郵送請求で交付権者熱田区長が保存中の住民票交付申請書・取得代行委任状と代理人と復代理が結んだ民民契約書謄本の三点セットの開示を求めます。</p>
	決定通知日	平成27年11月27日
	特定した行政文書の名称	住民票の写し等交付申請書（請求に係るもの）（以下「本件行政文書②」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 本件行政文書②には、特定の個人を識別することができる個人情報が含まれており、当該情報は通常他人に知られたくないと認められるため。</li> <li>・ 条例第 7条第 1項第 2号に該当 本件行政文書②には、法人の印影が含まれており、これは当該法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるため。</li> </ul> <p>また、法人間の具体的な契約の条件等が含まれており、公にすることにより、明らかに当該法人に不利益を与えると認められるため。</p>
	異議申立て日	平成27年12月 2日

#### 第 4 異議申立人の主張

##### 1 本件各異議申立ての趣旨

本件各処分のうち行政区名を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

##### 2 本件各異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

プライバシー保護の観点で、行政区以下を非開示としたのは不当である。人口の一番少ない熱田区でもNISA口座開設基準の成人（満20歳以上）は数万人も存在するので、行政区名の黒塗りは理由がない。

## 第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第 7条第 1項において、「公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。」とされており、非公開情報が記録されている場合は、当該情報は公開してはならないことが定められている。
- 2 同項第 1号において、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が非公開情報として定められている。
- 3 本件行政文書①及び本件行政文書②（以下これらを「本件各行政文書」という。）に記載されている行政区名は住所の一部であり、当該情報は通常他人に知られたくないものと認められるため、当該箇所を黒塗りにし、一部公開決定を行ったものである。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

本件各行政文書に記載されている行政区名が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性

の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件各行政文書について

本件各行政文書は、実施機関に対して提出された住民票の写し等交付申請書であり、住民票の写し等の交付対象者の住所（以下「本件非公開情報」という。）をはじめ住民票の写し等交付申請に必要な事項が記載されている。

### 4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

本件非公開情報のうち行政区名が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件非公開情報は、個人の住所であり、特定の個人が識別される又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(3) また、本件非公開情報を公開すると個人の私生活を営む場所が明らかになり、そのようなことは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(4) なお、異議申立人は、本件非公開情報のうち、行政区名を公開しても個人の特定はされ得ない旨主張しているため、条例第 7条第 3項の該当性について判断する。

(5) 条例第 7条第 3項は、個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができる記述等を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない部分が残る場合は、当該部分を公開することを定めたものである。

(6) 同項が個人に関する情報について部分公開を認めた趣旨は、個人に関する情報のうち、特定の個人が識別され得る情報と個人の権利利益を侵害する部分を除いた部分について公開を認めることにより、個人のプライバシ

一の保護に支障のない範囲で情報の公開を図ろうとするものであり、かかる趣旨に照らすと、住所について、行政区名を詳細部分と切り離して部分公開の対象とすることはできないものであるため、同項には該当しないと認められる。

(7) なお、本市名については、本市が作成している郵送用の住民票の写し等交付申請書の様式において、元から印字されているものであり、同項の該当性を判断するまでもなく公開している。

(8) 以上のことから、本件非公開情報のうち行政区名は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 7 審査会の処理経過

異議申立て	年 月 日	処 理 経 過
異議申立て①	平成28年 5月18日	諮問書の受理
	5月27日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	6月16日	実施機関の弁明意見書を受理
	6月22日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	7月22日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 4月24日 (第 7回 第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
	11月14日	答申
異議申立て②	平成28年 5月18日	諮問書の受理
	5月27日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

	6月16日	実施機関の弁明意見書を受理
	6月22日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	7月22日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 4月24日 (第7回 第1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第9回 第1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	10月25日 (第11回 第1小委員会)	調査審議
	11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久